

## 第6回草津市子ども・子育て会議 会議録

### ■日時：

平成26年11月12日（水曜）午後2時00分～午後4時00分

### ■場所：

草津アマカホール 2階 研修室

### ■出席委員：

神部会長、小池副会長、市川委員、伊藤千津子委員、柴田委員、鈴木委員、田中委員、三木委員、横江委員、和田委員

### ■欠席委員：

伊藤一紀委員、上田委員、太田委員、川瀬委員、木村委員、津田委員、土田委員、時本委員、馬場委員、山崎委員

### ■事務局：

山本子ども家庭部長、米岡健康福祉部理事、望月子ども家庭部総括副部長、西子ども子育て推進室長、山本子ども家庭課長、横田発達支援センター所長、木村子育て支援センター所長、田中幼児課長、古川幼児課副参事、柴田障害福祉課長、藪田健康増進課専門員、作田学校教育課副参事、川那邊子ども子育て推進室副参事、林中子ども子育て推進室主任、我孫子子ども子育て推進室主事

### ■オブザーバー（ぎょうせい）：

清水氏

### ■傍聴者：

6名

## 1. 開会

---

### 【山本部長】

本日は、第6回の子ども・子育て会議を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから、児童福祉の推進につきましては、御支援、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

現在、保育所、幼稚園に関しては、来年度に向け、公立保育所の入所申し込みを開始しており、11月中旬以降に公立幼稚園の申し込みを開始する段取りで取り組んでおります。本年度の待機児童の解消対策といたしまして、保育所では、民間保育所の増設、新制度で新たに認められた小規模保育施設（0歳児から2歳児を対象にした定員19人までの施設）の開設、また、児童育成クラブにつきましても、新制度になり、小学6年生までの対象となること、また、利用者ニーズの高まりも予想されることから、今まで小学校区ごとに1施設ということで、公設民営で実施してはいましたが、今回、民営の児童育成クラブを募集し、来年度から3カ所程度で、それぞれ40人程度の規模の開設に取り組んでいるところ

でございます。

来年度から始まります子ども・子育て新制度に伴いましては、平成31年度までの5年間の子ども・子育て支援事業計画と幼保一体化推進計画の策定に、現在取り組んでいるところでございますけれども、本日はその最終案について、御審議をいただきます。この計画案につきましては、草津市の子育て支援について、非常に重要な計画となりますことから、十分な御審議をいただきまして、全ての子どもが健やかに成長できる草津市というような制度をつくっていきたいと考えておりますので、御支援、御協力をお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

## 2. 審議事項

---

### (1) 前回議事内容について

【事務局】

<資料1に基づき説明>

### (2) 草津市子ども・子育て支援事業計画について

【事務局】

前回の会議内容になりますが、本編40ページの4つの視点に関して、「親の子育て力をサポートする視点」というものを「親の子育て力を高める視点」ということで、親の子育て力を主体的に捉え、そのものを高めていくイメージに変えていった方がよいのではないかという意見をいただいた。事務局としては、40ページの「親の子育て力をサポートする視点」の詳細に書いているとおり、家庭、保護者の子育て力を向上させることが求められているという現状もあるため、御指摘のあったとおり、「高める視点」に変更したいと考えている。そこで、今回は、委員の皆様にも、子ども・子育て会議としての意見をお聞きし、どちらの視点にするのかを検討頂きたいと考えている。

【A委員】

表現よりも具体的にその視点で何をするのか、内容が大事である。

【事務局】

この視点というのは、目標を立てる上での考え方になり、それぞれの目標の中に事業がついてくるという構成になっている。つまり、この4つの視点については、どの事業を行うにも必ずこの4つの視点を忘れないように事業展開をしましょうというもので、例えば、「親の子育て力をサポートする視点」の事業が何かあるというのではなく、何をすることもこの視点を持っていかなければならないということである。それぞれの事業を行う際に、4つの視点を忘れないようにという意味なので、それぞれの視点に事業があるといったものではない。そういった中で、議論をいただきたいと思う。

【会長】

親の子育て力をサポートするということになってくると、親の子育て力が低ければ、補うというような意味合いも出てくる。低ければ、行政がそれを補い、サポートし、支えていくということになる。でも、やはりそうではなくて、子育ての主体、第一義的な責任は親にあるわけで、その主体である親の子

育て力というものが高まらないと、子育てというのは、うまくいかない。主体は親、親が子育て力を高めて、主体的に子育てをしていき、それを行政が支援していくという、内容的にはそういうことだと考える。ならば「親の子育て力を高める視点」としたほうが、内容的にも合うのではないか。

【B 委員】

それぞれの視点について、「育む」、「高める」、「支える」ということで、このほうが受け取りやすいのではないかと思う。

【C 委員】

これは、あくまでも草津市子ども・子育て支援事業である。子どもを育てていく、そのために、親御さんの子育てを支援するということ、「親の子育て力をサポートする視点」は、意味的にはそうだと思う。サポートというのは支援するという意味である。親御さんの子育て力を何とかしようという事業ではないと思うがどうか。

【D 委員】

今のお話のとおりだと思うのだが、それが3つ目の視点である「社会全体で子ども・子育てを支える視点」に集約されているのではないか。また別の観点で親の子育て力を高めるという内容を入れることでさらにわかりやすくなるのではないか。

【会長】

3つ目の視点は、子育てを地域全体で支えていこうという意味合いであって、2つ目の視点は、主体が子どもでなく親だと思う。内容を読んでも、親のそのような子育て力を高めていくための支援という意味にとれる。子育てをするサポートではなく、例えば、行政として、子育て講座や子育てのネットワークの支援など、親自身の力量を高めていくためのものというイメージである。

【A 委員】

あえて、意見を言わせていただくとしたら、親という表現よりも、「孫育て」など、そういうところの大切さというのはものすごく言われているので、そのような観点を入れるのはどうか。子育て力を高めるということを、親にだけ強いるのではなく、もう少し周囲の人々のそういう観点が入るのであれば、高めるという言葉の意味もちょっと変わってくるのかなと思う。社会全体というのと、実際は、やはり身近な人が支えているという現状もあるので、そこをどう捉えるか。どの項目にそれを置きかえていくか。

【会長】

事務局としては、2つめの視点の主体は親か子どもか、どちらの認識なのか。

【事務局】

親という認識である。親の力量を高めていくために、行政としてもいろいろな支援を行うということである。

【会長】

今の御意見の「孫育て」という考え方は、計画の中に入っているか。昔の子育てと、今の子育てというのは、異なる部分がある中で、おじいさん、おばあちゃんにも、今の時代の子育てを学んでもらう講座なども始まっていたりする。これは、大切な視点なので、単に親だけじゃなくて、子育て、孫育てという視点が入っていてもおもしろいと思う。

【事務局】

2つ目の視点について、この表現だけを見ると、親だけになってしまうので、例えば、この言葉を「家庭の子育て力を高める」にするのか、そういった何か別の言葉にするのか、工夫が必要かもしれない。

【会長】

家庭というと、あまりにもまた概念が曖昧過ぎるのではないか。ここでは、人、育てる親というところに絞った方が、内容も明確に見えてくる気もするが。

【事務局】

視点の表現については、親の子育て力として、例えば、この視点の説明の中で、親、祖父母なども含めて説明していくという方法もよいのではないかと思うが、どうか。

【E委員】

ここに書いてあるとおり、やっぱり第一義的な責任者は親だと思う。ここは絶対抜かしていただきたい。そこをサポートしてもらうという意味で、おじいちゃんやおばあちゃん、その他の家庭の方がいらっしゃるということはあると思うが。

【会長】

では、結論としては、「親の子育て力を高める視点」という形で修正し、「孫育て」という、おじいちゃん、おばあちゃんの役割の大切さということも我々の中でも確認したということできたいと思う。そのような形で、委員会の結論としては、修正ということをお願いしたい。

それでは、次に、草津市子ども・子育て支援事業計画について、残りの3点を事務局から説明をお願いしたい。

- 視点、施策体系の変更について
- 人口推計、量の見込みと確保方策について
- 目指す子ども像「草津っ子」・草津っ子育み事業について

【事務局】

<資料2-1、2-2、2-3に基づき説明>

【E委員】

概ねいろいろ施策が盛り込まれた内容になっていると思う。第1回目から終始申し上げているが、障害のある子たちに対する施策について、抜けている部分があるのではないかと思い、3点ばかり申し上げ

げたいと思う。

まず、1点目が、当初から申し上げているとおり、いわゆる療育の視点である。いろいろな障害によって健全な発育が難しいお子さんをいかに底上げするかということで、湖の子園ではかなり療育の支援をいただいているのだが、そこから小学校に上がるまでの間、あるいは小学校以降の支援体制がなかなか難しいということで、実は、親御さんからこんな言葉をいただいているので2点紹介する。

1つめの事例は、ST（言語聴覚士）により1、2ヶ月に1回程度支援してもらっていたが、今は2、3ヶ月に1回の頻度だということである。STなので、言葉のトレーニングであるが、要は、どうしてもその支援が薄くなっていったかということ、先生が「よう教えんわ」というふうな、この子については「指導はもう無理」というふうなお話をいただいて、とてもショックだったということで、できている子はどんどん支援してくれるのに、だめな子はどんどん支援の機会を失っていくと。これは、本当に支援が必要な人ほど、実は支援が受けられていないという現状があるということである。

それから、もう1つの事例では、湖の子園の卒業後、そのような療育をいただく機会がなく、わざわざ福知山まで通っていると。月1、2回行かれており、交通費もばかにならない状況なので、やはり草津市の中にそういう専門家を増やしてほしいということをお母さん方から声としていただいている。

これを、ぜひとも施策の中に盛り込んでいただきたい。要するに、前々回も申し上げたと思うが、療育をし、若い頃に発育を高めることで、実は市の支援も将来楽になっていく。こういう考え方はあまりよくないが、支援の費用も軽減される可能性もある。なので、本人の発育プラス市の支援の軽減化ということを含ませ、何とか早期療育の数値化、目標を上げていただきたいのが1点。

2点目は、複数の障害のある子どもを抱え、苦勞されているお母さんの声である。国の指針に基づく保育園の入園基準があるが、要するに就労が前提になっているため、現状、このお母さんは、1人の障害のある子どもに手がかかるために就労できない上、もう1人の子どもも、保育園に入れられない状況であるという。このように苦境に陥っている家庭がある。これを何とか、施策を緩和し対応していただきたい。この基準に基づくのではなくて、障害のある子どもを抱える家庭を実際に見ていただいて、入園基準の緩和をぜひとも盛り込んでいただきたい。

それから、最後に申し上げたいのは、75ページの子育て短期支援事業、トワイライトステイについて、障害のある子どもも利用することができるのかどうか。申込み手続きについてや、24時間体制というのは可能なのかどうか、お尋ねしたい。以上、3点、1点目と2点目はぜひとも盛り込んでいただきたい内容で、3点目はお尋ねしたい内容である。

#### 【事務局】

トワイライトステイに関して、24時間の認可外保育施設で今対応している状況であるが、障害のある子どもを受け入れられるかどうか、施設に確認が必要になる。

#### 【E委員】

であれば、ぜひともそういう施設を一つでも結構なので、何とか設けていただきたい。でないと、例えば、病気の兄弟さんと障害を抱えるお子さん、その両方の面倒を母親が見なければならぬというような状況になりかねない。ましてや片親の場合、生活はもう立ち行かないということになりかねないので、常に緊急性があると思っている。

【事務局】

実際の事例として、重度の障害をお持ちのお子さんがいらっしゃって、母親自身も大変不安定な状況であるということで、母親がお子さんとちょっと距離を置きたいと希望されるケースがあった。トワイライトではなくてショートステイであったが、守山学園で確認をとると、一応、障害のあるお子さんを受けられないことはないということであった。ただ、保護者の方が希望されるような対応ができるかという、他のお子さんと同じような対応になってくる。保育所で1対1の保育をされているお子さんであるが、そこまでのきめ細やかな対応は、難しいというのが現状である。守山学園としては、トワイライトステイで、障害のあるお子さんで受け入れられないことはないという返事をいただいているが、ただ、保護者の方の希望されるような状況にあるかということ、なかなかそこまでの対応は難しいということである。

【E 委員】

草津市に、ぜひとも設置してほしい。目標に掲げていただきたい。ぜひともお願いしたい。

【事務局】

先ほど言われました療育等の内容について、現在の状況からお答えさせていただきたいと思う。療育の面については、草津市は、現在、障害児通所施設と保育所、幼稚園との並行通園をしていない。保育所に行きながら通うという療育ではなくて、保育所や幼稚園での集団生活が始まるまでに、しっかりと小さいときからお子さんを療育して、家庭生活や園所での集団生活の中でなじんでいけるようにサポートしていくという形での療育を進めている。

そして、湖の子園の療育が終わった後、それぞれの集団生活の中に行っていたときとは、それぞれ幼稚園や保育所での特別支援教育とか、障害児保育の中で、必要な場合にそのお子さんに応じて加配をしたりという形で支援している。県内他市では並行通園をしているところもある。

また、PT（理学療法士）の方については、人数も少ないため、専門の方を確保していくのは非常に難しい現状があるが、発達支援センター（湖の子園）においては、養護学校や小児保健医療センター等へお願いをして、定期的に専門の方を派遣してもらっている。

湖の子園を卒業された方については、場合によっては、小児保健医療センターや今言われたような遠いところに行かれているということも伺っているが、これについては、市単独ではなかなか人を確保していくのは難しい。そのため、今現在、小児保健医療センターでは、専門の方の派遣事業というものをしているので、その事業をさらに充実させていくことが必要かと思う。

【E 委員】

親御さんからの実際に聞いた話であるが、まず、ある施設でSTにかかり、年中さんから通所した。最初は1、2ヶ月に1回のペースで、今は2、3ヶ月に1回であると。人が少なかったり、そういう療育を受ける人が増えたりで、なかなか回数が減ってきたということである。そのうちに、落ちついている状態なので、普段の生活でいろいろしてってください。数ヶ月に1回の頻度で来てもらっても効果はあるかどうかはわからないと言われたということである。自ら伝えようと声を出そうとしてきている子どもに発声方法を教えてほしいと先生に頼んだが、よう教えんわと断られたということである。希望すれば再開は可能と言われたが、一旦終了となってしまったと。発語はこれからだと思ふ矢先に切れ、

途方に暮れている。八方ふさがりだと。なぜ滋賀にこんなにもSTの人員がおられないのか、ちょっと悔しいというふうなことをおっしゃっている。

【事務局】

それは、幼稚園とか、そういった場で、それか養護学校でという話か。

【E委員】

養護学校に入る前、年中さんの状態でそういうことか、あるいは、養護学校の小学部かもしれない。

【事務局】

湖の子園を出られた後、発達支援センターの相談支援グループの一つの事業として、保育所等訪問支援というのをしている。これは、出張療育というようなかたちで、大体1年から半年というようなスパンを持って、引き続き、必要な子どもさんの様子を見ながら療育していくというものである。それで、こちらのほうは、心理の相談員と保育士のほうが行きまして、遊んでいる様子を見たり、それから場合によっては、1人で別の部屋で、1対1で保育士と遊んだりして、それでどういった療育をしていったらよいか、どういったかわりをしていったらいいのか、それを午前中に観察をして、昼から先生や保護者の方と一緒に話や懇談をしたり、そういう形でその後の支援をしている。ただ、人数に限りはある。

今言われた言葉につきましては、湖の子園については、年間三十何回か、専門の先生に来ていただいている。それぞれの園所、それから小学校に行かれたその後について、園所では言葉の教室という形で、山田小学校のほうに先生がおられて、就学前の子どもさんの言葉の指導を行っておられる。就学後、学校については、通級教室という形で、これは渋川、山田、南笠東の3校で行っている。

【E委員】

計画の策定の最終段階という意味で、要は、このような苦境に陥っているお母さん方を草津市は支援するのか、しないのか。要するに、計画として前向きに検討するのか、しないのか、そこが問われていると私は思う。現状、助けてくださいと言っているお母さん方がいらっしゃる。支援してほしいというお子さん、お母さんがいらっしゃるので、これを何としてでもできる限り努力してほしい。できないこともあるかもしれないが、草津市として頑張ろうじゃないかと。ぜひ、そういう宣言をしていただきたい。先ほどの二人の障害のあるお子さんを抱えてという、入園の規定の話も同じである。要するに、草津市は、そういう苦境に陥っている親御さんを支援するのか、しないのか。そこの思いだと思うので、ぜひとも明文化していただきたいと思う。

【会長】

確かに、今の状況ですぐに解決の策が出てくるのは難しいことはよくわかった。確かに、こういった問題、そういう声があるということも事実であって、今の御意見、要望を受けとめていただいて、計画の104ページあたりに、今のご要望を書き込むか検討をお願いしたい。

【事務局】

まず、計画の全体的な構成といたしまして、98ページ以降、重点的な取り組みということで、法定

必須記載事項以外の部分で、障害のある子どもへの支援の充実という項目を市として上げている。ここでは、障害のある子どもへの支援を重点的に進めていきたいという思いを持って、ここにまず上げているということを御理解いただきたい。

それと、104ページの取組み内容①にも、発達支援センターを中心とした支援体制の整備と、障害福祉課や幼稚園、保育所、学校等々の連携を強化していくといった内容を入れており、決して今より後退するようなことはなく、前進した形で障害のある子どもへの支援を充実していきたいという思いは持っている。

今おっしゃっていただいた項目について細かく事業名を上げるということは、今のところ予算措置の裏づけができていないため、具体的には書けないが、この項目の中で、明文化した内容が少し弱いということであれば、そこは検討していかなければならない。

#### 【E 委員】

素案の文章は十分読んだ上での発言と御理解いただきたい。特に、入園の判断をする基準については、これは市の判断でどのようにでもなるのではないかと思う。

#### 【事務局】

委員おっしゃるように、従来、いわゆる保育に欠けるという形で、就労される方などを想定して、入所をいただいているというのが現実である。しかしながら、今までは、そういう入所の要件を市の条例で書き込んで、各市町がやっていたが、今回からは、国のほうが法律の中でそういう文言を書き込んだため、逆に言えば、全国でどこでも同じサービスを受けることができるということになるかと思う。

草津市は、障害児の保育が進んでいるから、草津市に住所を変えてまで草津市の保育所に入りなさいと、こういう指導をされている医療機関もあるというふうに聞いている。その真偽はわからないが、現実に、保育所、幼稚園に障害のある子どもが非常に多く増えているという現実がある。一方で、待機児童がたくさんいるという、これも現実、また一方で、保育士が足りないという現実。保育所、幼稚園は、いわゆる療育の施設ではないので、重度障害の方がお入りいただくと、保育士の加配だけではなく、看護師まで必要になってくる場合もあり、看護師となると、保育士以上に人がいないと、こういう現実がある。私どもとしては非常に苦慮している状況である。

逆に言えば、国のほうで法律で書き込む入所の要件が全国一律になったということは、草津市に住所を移さなくても、その市町のほうである程度、面倒を見ていただくというようなことも考えるわけで、そういうところに少し期待をしたいところではある。ただ、現実的な解決策をここで申し上げることができなくて大変恐縮だが、今、そういう現実が、草津市で起こっているということだけ御認識をいただければと思う。

#### 【E 委員】

これは計画である。現状を確認することではなく、今後どうしたいか、思いの議論である。現状はよくわかるが、どういうふうな草津にするのかという思いをしっかりと書き込んでいただきたい。

#### 【会長】

委員のその要望というか、考え、御意見は十分に私も理解した。こういう御意見があるんだ、こういう御要望が個人の意見だけでなく、ちゃんとお母さん方の生の声としてあるということで、どこかに具

体的にこういう方法で進めたいというようなことを書き込めるのかどうか。そのあたりの検討をお願いしたい。

【C 委員】

意見になるかどうかかわからないが、どこにも国際的な観点が入っていない。障害者のことも含めて。今、幼稚園でも外国の子はたくさんいる。そういう国際的な時代になってきている。ただ、「心豊かな人間性を育む」という基本目標の中に、やっぱりそういう国際的なこと、世界の人々とのつながりというような内容を入れるべきではないかと思う。

もう一つは、命を大切にするというのは計画の中に出てくるが、この命を大切にという宗教心、それはもう何教であろうか、カトリックであれ、何でもよいが、そのような人間の心という部分からいうと、宗教心という言葉が適切かどうかかわからないが、そういうものを寛容する、育てていくこともこれからの事業としては、一つ大切なことではないかと思う。

【B 委員】

私も同じような意見である。例えば、ここに目指す子どもの姿、「心豊かでたくましく生きる、草津の未来を」という部分で、グローバル社会なのに草津だけという印象で非常に狭い。世界に貢献する、そういう大きな心を持った子どもが育ってほしいなと思う。

【会長】

2つの考え方がある。グローバル化の観点から、世界から改めて地域を見詰め直すという考え方と、逆に、こういう時代だからこそ、まず身近な自分たちの地域を見直す中で、徐々にグローバルに視野、視点を広げていくという考え方がある。

【D 委員】

よく言われている、自分のことを知らない、日本を知らない子が、どうして海外の人と会話できるのかという、その原点もある。

【会長】

両方の考え方がわかる。逆に言うと、両方の視点が必要である。今のお二方から、同じような思いの意見が出たが、事務局より今の御意見をお聞きして、何かございましたら。

【事務局】

確かに、この文言から読み取ると、そういう思いがあるかなと思うが、私どもの思いとして、未来をつくる子ども、そのような子どもを草津から発信したいという思いがあったが、そのように読み取れない、言葉の問題があるかと思う。この心豊かでたくましく生きて、未来をつくる子どもを草津から発信したいという思いで書いている。ここの文言についてはまだ決まったものではないので、御意見をいただきたい。それと、国際的な事項、感覚、そういったものが漏れているのではないかという御指摘について、確かに、そのような文言が出てこないの、例えば、この「人権を守る環境づくり」といった項目や「草津っ子の育み事業」の中に、おっしゃっていただいた文言を入れていきたいと考える。

この目指す子どもの姿「草津っ子～心豊かでたくましく生き、草津の未来をつくる子ども～」の表現

はどうか。

【会長】

「草津の未来」だと草津だけに限定されたイメージがあるので、そうであれば、別に草津という言葉がなくてもよいのではないかと。草津、この地域から、そういうたくましい子どもを育てて、草津を含めた未来をつくっていくということであれば、やはり、109ページの「④生まれ育った地域に愛着を持つ子ども」という項目は、とても大切だと思う。ちょうど今、大津市の社会教育委員をやっているが、まさにこの地域学というのをつくっていて、まちづくり、人づくり、地域づくりだとか言うが、結局は、そこをやる人とやらない人との差というのは、その地域に対しての愛着とか、誇りというものを持っているかどうかで、愛着や誇りを持っていれば、自然と何かしたいな、何かしなければという思いが出てくる。入れかわりが激しく、ベッドタウン化してくると、なかなか地域自体に愛着を持ってない。そのような人に、とりわけ一緒に地域づくりをやりましょうと言っても、意味がない。何か、やはりまず子どもたちから、ここが私たちの故郷だという意識を育てていく必要がある。草津という土地、まちってということを子どもたちに知ってもらって、愛着を感じながら、またその思いを徐々に広げていけるような、そんな事業をやってほしい。

草津っ子についても、地域からものを考えながら、広い視野を持って、最終的にはいろんな形で社会に貢献できる、そんな子どもを育てていただきたいと思う。

【F 委員】

ここに書いてもらっているように、地域を大切にすると、豊かな人間性、いろんなことを学んで、自分のものにしていく。私は、最終的にはやはり草津市として、どういう支援をし、どういう子どもを育てるのかということなので、「草津の」という文言が出てくるのは、やむを得ないと思う。

### (3) 草津市幼保一体化推進計画について

【事務局】

<資料3-1、3-2に基づき説明>

【F 委員】

保護者に対する説明の実施について、該当する地域だけの説明になるのか。草津市の市民全体に向けて、このように行いますよという説明はあるのか。

【事務局】

先ほども申しましたパブリックコメントの期間において、この案について、各保護者の方へ個別の通知を差し上げ、必要に応じて説明会を開きたいと思っている。

【F 委員】

幼保一体化のスケジュールの中で、市全体にこのように進めますという説明はあるのかどうか。モデ

ル園は公立の施設だが、私立の保護者と公立の保護者で捉え方など、温度差が出てくるのではないか。

【事務局】

その辺も、各施設と相談をしながら、十分に説明させていただきたいと思っている。

【A 委員】

1つ質問がある。「子ども・子育て支援事業計画（案）」のほうに戻ってしまうが、89ページと90ページで、一時預かり事業と、病児保育事業について平成28年、29年度に急激に確保方策の数値が上がっている。これはどういうことか。

【事務局】

まず、病児保育事業についてだが、量の見込みに対応する方法として、現状の施設で定員をふやす方法と、新たな施設を1カ所増やすという方法がある。そういったことで、例えば、新たにもう1カ所増やすことにすると、29年度に一遍に増えることになる。この29年度以降については、今後の需要動向も見極めながら、需要がある分を確保していくという考えでいるので、ここでは一旦見直しをする形になるかと思う。

それと、一時預かり事業に関しても、先程の説明と同様で、最終的に、この計画は31年度までに、この量の見込みを確保していくということになる。御希望のある一時預かりをお断りすることなくお預かりできるような体制を整えるというのが目的であるため、確保方策の数値は一気に上がっているが、最終的にはその年の量の見込みを着実に確保していきたいという思いでいる。

【E 委員】

24ページの「特別支援教育の充実」に関して、職員の研修、知識向上、資質向上ということだと思うが、ここに、ぜひ差別解消法の観点を盛り込んでいただきたいと思う。

差別解消法の中にある「合理的配慮」という考え方について、要するに、障害を持っている子というのは、もともと一般的なお子さんに対してハンデを負っていると、要するにマイナスになっている。そのマイナスをゼロに戻すという、簡単に言えば、そういう配慮をしましょうということである。例えば、車いすの方には、スロープを設けると、これも一つの配慮。知的障害をお持ちの方には、例えば、漢字の上にルビを振ったり、平仮名にしたり、視覚障害の方であれば、点字にするなど、これらの観点がとても大事であると思う。なので、(5)特別支援教育の中に、ぜひとも、差別解消法の内容の周知徹底の内容を入れてほしい。配慮の中には、差別という観点も入っている。いわゆる言葉の差別だけでなく、配慮しないということも差別というふうにはうたっているの、そこを十分に理解いただかないと、なかなか難しい。要するに、障害を持っている子が困っていたら助けるということも配慮だと思うので、そのような観点をぜひとも盛り込んでいただきたいと思う。

【事務局】

検討していく。

【G 委員】

先ほど、御意見があったように、本当に現場の中でも、発達的に障害までいかななくても、しんどいものをお持ちのお子さんが、現実的に多くなってきていることを感じている。発達支援について、これからしっかり考えていただくような方向性を持っていただかないと、現場では子どもの幸せな未来は願えないのではないかという危機感を持っている。そういったところをしっかり踏まえていただきたい。現場の保育士や教師、教諭の中で感じていることは、どこの幼稚園、保育所でも同じじゃないかなと感じているので、その点をまた御考慮いただきたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

【会長】

これで一通りの議事が終わったが、事務局より何かあるか。

【事務局】

本日いただいた意見をもとに、事務局のほうで修正をかけていきたいと考えている。修正箇所については、会長と調整をしてきたいと考えているが、よろしいか。

【一同】

(了承)

【事務局】

では、その案をもって最終案ということで取りまとめをしていく。

### 3. 閉会

---

【望月副部長】

本日は、どうも長時間ありがとうございました。御承知いただいておりますように、この計画につきましては、子ども・子育て支援法、これが平成24年8月に、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな問題を解決するために、法律ができておまして、27年4月に新制度がスタートする予定でございます。そのための法律に基づくいろいろな諸準備を今行っているところでございますが、委員の皆様におかれましては、子ども・子育て会議で、昨年度、今年度をかけまして、貴重な御意見、御討議をいただいたところでございます。本日の会議により、草津市の子ども・子育て支援事業計画、また幼保一体化推進計画の案が整理できるかと思ひます。いただきました御意見を反映させ、この後、12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施し、市民皆様方の御意見をお伺いしまして計画を策定し、来年の4月から5年間、計画に基づく事業展開をさせていただくところでございます。なお、事業展開について

は、その後、毎年その事業がどのような形で進んでいるかということ、この会議で検証していく機会を持たせていただきますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

子育て支援ということは、都市の魅力づくりにかかわる重要な課題の一つでもございます。今後も引き続き、子育て施策の展開に御支援いただきますよう、お願ひいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。これからも御指導をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。